

職業紹介事業における明示

事業所名: 株式会社フェローシップ

厚生労働大臣許可番号: 有料職業紹介事業 13-ユ-300394

業務運営に関する規程

第1条(求人)

1. 当社は、日本国内及び中華人民共和国の全職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、または賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人申込は、郵便・電話・電子メール等を利用してお申し込みください。求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。
3. 求人受付の際には、事務費用は一切申し受けません。

第2条(求職)

1. 当社は、日本国内及び中華人民共和国の全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込は、郵便・電話・電子メール等を利用してお申し込みください。
3. 求職者の方からは、費用は一切申し受けません。

第3条(紹介)

1. 求職者の方には、職業選択の自由を尊重し、その希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、誠意をもって紹介に努めます。
2. 求人者様には、そのご希望に沿った求職者の紹介に努めます。
3. 紹介に際しては、求職者の方に、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付または電子メール等の使用により明示します。ただし紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの仕様により明示できないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職者の方を求人者に紹介する場合には、当社所定の方法にて紹介手続きを行います。
5. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている間は、求人者に対して紹介を行いません。
6. 就職が決定した際には、求人者様から後述の「手数料表」に基づき、紹介手数料を申

し受けます。

第4条(その他)

1. 当社は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当社の職業紹介事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応します。
2. 当社の職業紹介の結果については、求人者様、求職者様両方から当社にご報告ください。
3. 当社は、求職者様または求人者様から知り得た個人情報を、当社の個人情報保護方針及び関連規程に基づき適正に取り扱います。
4. 当社は、求職者様または求人者様に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分等を理由として、差別的なお取り扱いは一切いたしません。
5. 本社の取り扱い職種の範囲等は、日本国内及び中華人民共和国の全職種になります。
6. 当社の業務運営に関する規程は以上のとおりですが、当社の職業紹介事業はすべて職業安定法及び関係法令に基づいて運営します。ご不明な点がございましたら、担当者にお問い合わせください。

手数料表

当社の手数料は以下のとおりです。個々の職業紹介における手数料については、申込書または契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
基本的な職業紹介サービス 求人・求職の申込受理後、求人者様に求職者を紹介するサービス	成功報酬： 職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収の80% 手数料負担者は、求人者様とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金: 5,000,000円 成功報酬： 職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収の50% 手数料負担者は、求人者様とします。

<p>就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言</p>	<p>着手金:500,000円 成功報酬: 職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収の50% 手数料負担者は、関係雇用主とします。</p>
------------------------------------	---

※上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度

当社の職業紹介により入社した方が、入社日後に自己都合を理由に退職された場合、当社は求人者様から支払いを受けた紹介手数料を、以下の規定に基づき返金するものとします。

- 入社日から1ヶ月未満での退職: 受領した手数料の80%を返金
- 入社日から1ヶ月以上3ヶ月未満での退職: 受領した手数料の50%を返金

※求人者様と個別の契約において、上記と異なる取決めをする場合がございます。

違約金に関する事項

以下に該当する場合、求人者様は当社に対し、違約金として正規の紹介手数料(コンサルティング料)をお支払いいただくものとします。

- 当社の紹介により知り得た候補者と、当社の紹介から12ヶ月以内に、当社を介さず直接雇用契約を締結した場合。
- 候補者の入社承諾後、求人者様の都合により内定を取り消された場合。

個人情報及び苦情の処理に関する責任者

個人情報の取扱い及び苦情の処理に関する責任者は、当社の各事業所における「職業紹介責任者」とします。

職業紹介実績の公開について

職業安定法の改正に伴い、当社の常用就職に係る実績は、厚生労働省の「人材サービス総合サイト」にて公開しております。